

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行◆

関西労災職業病 4月号

(通巻第131号)

関西労働者安全センター 1985.4.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742 100円



●1985年度運動方針	1
●1985年度役員名簿	5
●シリーズ／民営化・民間委託と労災職業病	6
●第11期労働者針灸学習会	8
●[学習のページ] こんなときどうする(9)	9
●前線から(ニュース)	12
●紀和だより	18

三月二十三日、大阪全通会館において安全センターの第五回総会を開催し、八四年度総括の確認と八五年度運動方針を決定した。当日は来賓として社会党大阪府本部、全林野大阪地本を迎へ、会員団体など百名の参加者があつた。

昨年十一月には三年來の計画であ

った紀和病院も無事開院へとこぎつけ、近畿南部における労災職業病戦線の一大拠点としての役割を着々と果しつつある。しかしながら、このようないい成果の一方では、われわれをとりまく情勢は日々厳しさを増し、現在も政府・資本は、労基法、年金改悪をはじめとする法改悪を矢継ぎ

に対する労務担当者としての役割を公然と打出すに等しい情況となつてゐる。労災保険についても、老令年金等他の公的給付との減額調整問題など際限がないと思われる改悪の続行、赤字を理由とした給付の圧縮が今や労基局のメインの仕事と化しているのである。これら情況の大きな流れの中で、我々の活動はまさに激流に抗して進む小舟に似た感がないでもない。しかし、昨年の第四回総会においても確認したように、憲法も労働基本権も今やそれが足下まで崩れかかっていない

「大義名分をかなぐり捨て、「男女雇用機会均等法案」に象徴されるように、資本の手先、労働者出し、労働者の権利を補強していく以外にはないのである。

'85年度運動方針

1 運動方針の基調

一としている。安全センタ

し、全国的な戦線の連携・共同闘争

争をもつて系統的な運動の展開をか

ちどつていきたい。

「生命も健康も生活も闘いとる」という意気込みを大きくし、進めることがある。一言でいえば日常活動の強化ということであるが、小さな問題から大きな問題に至るまで、徹底して組織化していく点こそ安全センターの基本的役割は存在すると言える。

これら厳しい情況を踏まえ、我々は85年度の活動の基調を以下のように定めたい。

第一には全国各地のセンターとの相互交流・共闘を重視し、センターの発展」と位置付け、センターを「組織」としてよしでも統一的な反撃が行えるようになることである。我々は昨年紀和病院の設立をかちとり、全林野を中心として、間接的ではあるが和歌山・奈良の仲間との交流を開発し、徐々に結びつきは強まりつつある。これら関西段階における交流の意識的な組織作りは不可欠であろう。

労働行政のなし崩し的な労働者の権利剥奪攻撃に対し、少しでも統一的な反撃が行えるようになることである。我々は昨年紀和病院の設立をかちとり、全林野を中心として、間接的ではあるが和歌山・奈良の仲間との交流を開発し、徐々に結びつきは強まりつつある。これら関西段階における交流の意識的な組織作りは不可欠であろう。

限定した目標で一致したゆるやかな組織であることの限界を踏えつつも「労災闘争を労働運動強化の環とする」という戦略的役割は現在大いに重視すべきであり、その意味でも目的

拡大を一方の軸とし、労住医連を介しての全国のセンターとの共闘を従来以上に強化することは極めて重要なことである。従来なく安定した時期に入っていることは事実である。しかし、大情況の逆流の現状をみる限り、我々は狭いところでの安定で止まるわけにはいかないのであり、これまでの蓄積を足場に積極的な攻撃を運動の原則としたい。

りへんどうする課題、ぶつかつたる壁に對して、労災運動の側が、共に闘うべき課題や觀点を絶えず提起し、共に担つてへへ姿勢をセンターとして確立することである。次に昨年来強調してきた、センターの地域職場への「はびきり」を一層

-2-

② 一般方針について

安全センターが行う活動は以下の通りであり、概略のみを示す。

- ① 職場地域における労災職業病闘争、安全衛生闘争の強化発展に努める。
- ② 鈑灸治療制限に対する闘い。労災認定闘争等、労働行政に対する闘いを強化する。
- ③ 労災訴訟への支援を強化する。
※柴田出稼訴訟、笠タンニン酸中毒訴訟に引き続き全面協力体制をとるとともに、植田マンガン訴訟、兵福労岩永訴訟への支援活動についてもできる限り組織的に行うよう努める。
- ④ 労働基準法、労災保険法等、関連法規の改悪に反対して闘う。
- ⑤ 全林野、全山労と連帯して高松高裁不当判決に対する闘いを強化するとともに振動病闘争に積極的にとり組む。

- ⑥ 官公労働者と連帯して、公務災害認定闘争、職場改善闘争を強化する。とりわけ公災基金の民主化闘争を重視して闘う。
- ⑦ 全港湾と連帯して、じん肺闘争、港湾病闘争を引き続き推進する。
- ⑧ 住電闘争等大企業における先進的闘いを支援し、安全・労災問題を通じて横の連絡共闘促進のため努める。
- ⑨ 岩佐訴訟を支援するとともに、被曝線量の許容基準緩和反対闘争など被曝労働問題についてのとりくみを強化する。
- ⑩ 医療、法律等専門家グループ、及び学生戦線との協力関係を強化する。
- ⑪ 労災職業病闘争講座、針灸学習会、地域講座等教宣活動を強化する。また、機関誌の内容の充実・改善に努め、購読拡大にとり組む。
- ⑫ 組織拡大、財政の安定のため奮闘する。
- ⑬ 出稼、コンピュータ労働、被災者の社会復帰、夜勤交替勤務など、具体的な課題についての研究会活動を強化する。
- ⑭ 大阪地評をはじめ、各地区評、地協との協力関係を拡充し、その他革新的労働団体、民主団体との連携に努める。また、社会党をはじめとする革新政党との協力をを行う。全国的

には、労住医連及び各地の安全センター、そして日本労働者安全センターとの協力を強化する。

針を継続する。

③ 重点方針について

(1) 労災認定にとりくむ、職場の日常的安全衛生運動を重視して活動する。

これは安全センターの活動をより継続的なものとし、労働者全体のものとしていくためには非常に重要なことである。
職場実態アンケートの追加やこれまでの集約をもとに、健診、機関誌については昨年度は拡大運動を行っていないこと協約、安全衛生委員会等の改善を組合とともにを行い、必要な学習活動等をこまめに行っていく。

(2) 地域単位での活動を重視して活動する。

総括の中で述べたように、84年度においては港、東大阪など地域活動が一定して進んできているが、引き続き地域拠点を拡大し、多くの労組活動家との連携活動をめざして、この方針を継続する。

(4) 機関誌拡大・組織拡大にとりくむ。

ともあり、今年度は拡大月間の設定等で大幅拡大にとりくむ。また組織拡大も早期百団体突破を目指し精力的に行う。

(5) 全国各地のセンターとの交流・共闘を重視して活動する。

現在の段階では全国的な組織を具体的に展望するのは困難であるが、紀和病院や労住医連を媒体として、関西各地・全国各地のセンターとの交流、共闘をこれまで以上に重視して

活動する。これは政府、資本側の攻撃が全面的であり、かつ急ピッチであることへの我々としての対応を行う際に不可欠

関西労働者安全センター運営協議会 一九八五年度役員

合理化・民間委託と労災・職業病

—— 合理化の波に洗われる港湾
・大阪市従港湾支部・

大阪市南東部、新淀川河口から大和川河口にかけて広がる広大な大阪港が、大阪市従港湾支部五四〇名の職場である。全国主要港の中でも唯一、市直営で港湾運営が行われている大阪港にも、地方行革の圧力がじわじわと伝わってきている。

シリーズ(二回目)の今回は、市従港湾支部の職場の概要と、民営化といふことではないが、地方行革一経営効率の追求・民間委託・民営化といふ流れとの闘いの一端である。ボートサービス事務・事業の見直し問題について簡単ではあるが報告していく。

横浜などの他の全国的主要港湾では、こうした業務はほとんどすべて

といつてよいくらいの民間業者によつて

て行なわれるようだ。現在はないで

いる。

「民間」は、コストは安いだろ

うが、そのメリットは資本が吸いと

る。民間委託・民営化によつてコス

トは下がる。が、それは民間移行に

大きく分けて二つの部署がある。一

ともなつて、ダンピングが行なわれ、

それらはすべて要員削減・労働強化

など労働条件の底下へと直結し、ひ

いては、かなり労働災害の危険性

増大へとながつていいくのである。

労働者への犠牲の強要に他ならない。

いま一つは、船舶を岸壁につなぎ止

める繋船(ケイ船)作業の関係である。

各々百名、計二百名の人員を擁して

いる。

大阪市においても、地方行革の流れに乗つて市議会決算委員会において

「行革議員」が大阪市の港湾サービ

スは、人數も多すぎるし使用してい

る船も高価である」と攻撃してきた。

市従港湾支部においては安全委員会を設置し、局とも安全衛生委員会をもち、組合として労働安全に組織的にとりくんできており、災害件数の減少に努力し公務災害の認定にも実績をつみ上げてきている。

仕事の性格上災害が死亡など重大

事故になる可能性も大きいことから、

なによりも労働安全を重視し、ポートサービスにおいても質の高い船と十分な人員を確保してきたのである。

それが今、やりだまにあげられているのである。

一九八四年度、この問題は当局との交渉課題となり、その結果、タグボート一隻の人員を十人から七・八人に減らし、それによつてういた人員を予備要員としてキープし、これをスタンバイ状態で待機させることによって全船のフル稼動態勢をめざすことになった。

こうして組合では合理化一経営効率化の攻撃に対し、人減しは認めないという職場確保に重点をおいて

対処するなかで一船あたりの要員減少とともになう労働強化、労働安全確保への悪影響が予想されることから、うすれてきているのも確かである。これを組合は重要視し、団交のなかでも当局の責任を確認させるとともに、より一層安全対策に目を光させていくこととしている。

合理化の波に洗われる港湾 [市従港湾支部の職場]

大阪港全域の地図をひろげてみると、北から新淀川、正蓮寺川、安治川、尻無川、木津川、大和川が大阪湾にそいでいる。大阪港がもともと河口港であることがよくわかる。今は北港、南港の広大な埋立地に象徴されるように一大ポートターミナルとなつていている。

古くから京阪神、日本の流通基地として工場地帯とともに発達してきた大阪港は、港湾荷役をはじめ多くの労働者が集まる活気のある町であることには、確かに分かれている。北港への常吉連絡橋のたもとのケーロン工事の職場、港大橋のたもと第二突堤、ここはケイ船作業を主業務としている。大正区鶴町には機械工場、道路維持管理、また港湾しゅんせつ作業基地がある。南港フェリーターミナルの現場は南港施設管理、ケイ船作業を行つてゐる。

以上のように、仕事は文字通り港湾施設の維持管理、サービス全般に及んでいるのである。

職場における

「組合のヘゲモニー確立へ

たポートサービスの事務・事業の見直し問題においても、その点への対応という面もある。

第二次大戦の敗戦に至る中で、大阪は大空襲によつて壊滅的打撃を受けた。大阪港もまた同様であつたが、戦後復興期に、港湾施設の建設・機械化が民間の手でできない時期にあって、大阪市は他都市に比しても特に力を入れて港湾事業を推進した。弁天ふ頭も市の手でつくられたものである。

ところが昭和二五年に制定された港湾法では、民間業者が事業を行うと申しだされば民間業者を優先するとしてされているため、こうした市の手でつくられ、市で運営されていた施設も民間に移されていつたのである。「民間優先」は、他の業務についても同様に適用され、たとえばタグボートについても大阪港では一定程度の民間参入がみられ、先に述べ

港湾法上の問題があるが、市従港湾支部では過去、臨時雇用者の本採用の闘いを経るなかで、組合員を増やし職場に組織を築き上げてきていた。現在、行革・合理化に抗し職場確保を図りながら組合のヘゲモニーをいかに確立していくかが共通の課題となつていると考えられるが、今回取材して、現業部門のみで組織された大阪市従・港湾支部のあり方はこの問題を考える一つのヒントを示しているように思われる。

・第11期 労働者針灸學習会のお知らせ・

- (一) 募集人員 50名
- (二) 募集期間 4月28日締切
- (三) 開催期間 5月 9日(木)～9月19日(木)
- (四) 学習時間 午後6時～8時30分
- (五) 学習場所 全港湾関西地本三階会議室
- (六) 会 費 18回通し6,000円(含テキスト代)
- (七) 申し込み 安全センターまで御連絡下さい。申し込み用紙をお送りします。

こんなときどうする

——職場安全活動の手引き——

(9)

じん肺 ②

なかつたというようなことがよくあります。一つの事業場の中にたとえ

りなさい」と会社を指導してくれるのです。

じん肺法の 【 指定とは】

前号でも述べたように、じん肺法が適用されるのは、同法施行規則二条別表一に規定されている「粉じん作業」であり、その他はたとえいくら多量の粉じんがあつても適用外となります。そして、事業場の中に該当する「粉じん作業」があれば、自動的に事業主は法に基いて様々な対策をたてる義務が生じることになります。これは他の労働安全衛生の法令と同じですが、全ての事業場対象となつていないので、労使とも知ら

じん肺×線写真像の型と 【 管理区分】

じん肺はじん肺・健康診断に基いて管理区分を決定し、その区分に応じて対策が決まっています。健診は、①職歴調査、②×線写真、③肺機能検査の三つですが、×線写真の像を左表のように第一型から第四型にまで分類しており、管理区分の重要な資料となります。よく間違えるので

注意することとして、この×線区分と管理区分は違うということです。

X線写真の区分

型	エックス線写真的像
第一型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少ないと認められるもの
第二型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第三型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多數あり、かつ、大陰影がないと認められるもの
第四型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多數あり、かつ、大陰影があると認められるもの

つまり、二型だから管理二といふことではないのです。管理区分は、X線区分と肺機能障害の程度の総合で決まります。左表が管理区分ですが、いる人は予想外に少ないのも事実です。

じん肺管理区分

管 理 四		管 理 三	管 理 二	管 理 一	じん肺管理区分
口	イ				じん肺健康診断結果

1. エックス線写真的像が第四型又は第五型(即ち、肺野の大部分が不整形陰影の大さきのものに限る)である場合
2. エックス線写真的像が第四型(即ち、肺野の三分の一以下が、肺機能障害のないものに限る)である場合

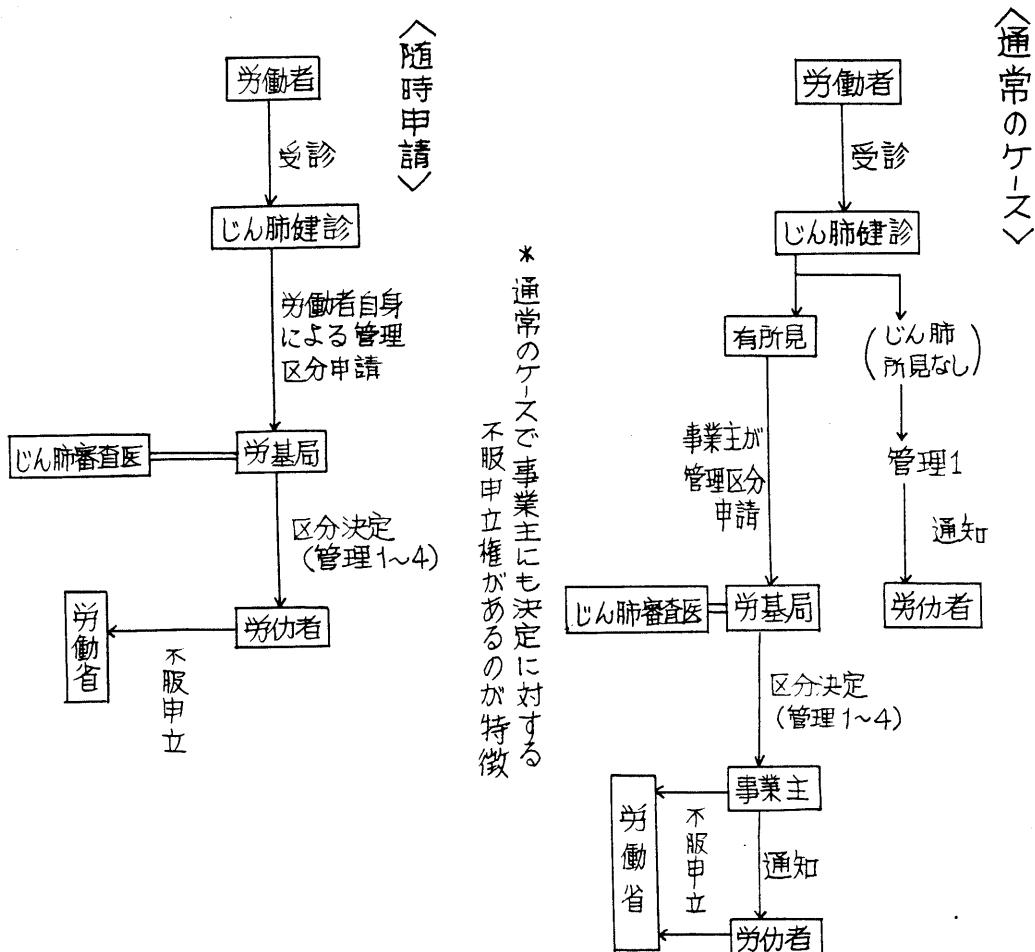
じん肺の認定のしくみ

じん肺も職業病の一つであり、補償については労災保険法に基いて行なわれます。従つて補償については労基署に対し療養、休業、遺族等の各請求を行なうことになります。ただし通常の労災では、労基署が請求に対して「支払決定」を行なうことを「労災認定」と呼んでいるわけですが、じん肺の場合は原則としてそれに先立つて「労働基準局による管理区分決定」が行なわれ、一定の基準に達して初めて補償請求を行なえるという順序になります。管理区分の申請は通常事業主によつて行なわれるものと、労働者本人が行なう随时申請の二通りありますが、表にすると次頁のようになります。

どちらの場合でも労働基準局によつて管理一～四までの区分決定が行なわれるわけですが、一じん肺でな

い」管理一はもちろん、管理二、管理三までは原則として、療養等労災保険の補償対象とはなっておらず、管理四で初めて補償を受けられることになるわけです。管理二、管理三は作業転換や健診間隔の短縮などの措置だけですが、前回にも述べたように、左記の五疾病が合併したものについては、じん肺との合併症として労災保険による補償が受けられるようになっています。そして、あとでは一般の労災と同様、労働者自身が労災申請する権利があり、療養・休業等の補償請求を所轄の労基署に行うことになります。

(施行規則第一条)	
一	肺結核
二	結核性胸膜炎
三	統発性気管支拡張症
四	統発性気管支拡張症
五	統発性気胸



前線から

廃止鉱のマンガン中毒

業務上認定される

岐阜

〔今後はじん肺、振動障害も含めたとおり組みへ〕

岐阜県のマンガン廃止鉱山（辻中鉱業・東大阪市）において、十数年間劣悪な環境の中で働き続け、マンガン鉱粉じんを吸い込み続けたためマンガン中毒症にかかった金村、幅両氏は、昨年十月にそれぞれ高山、関労基署に申請を行つていったが、この四月認定となつた。岐阜県内には、今は廃止

されてしまったが小さなマンガン山が散在している。いずれも、数人から十数人今はもう故人となられた方もおり、重いじん肺症による死亡者もいる。そうした岐阜の元マンガン鉱山労働者の中でマンガン中毒と認められたのは今回が最初である。辻中鉱業は京都、愛媛にも鉱山を所有していた

労基署側の調査はまずまず順調に進んできたが、最終段階において、主治医でありマンガン中毒症の権威である松浦医師の意見書につけ加えたいと、中部労災病院の安藤医師への受診を

今後この認定を第一歩として、他の問題（じん肺・振動障害）についても取り組みを進めていくことにしている。

要請してきた。前号で報告したようなやりとりの後、受診することにし、その結果、「マンガン中毒の疑いがあった。あり一との意見書が提出されたのである。

銀行に勤めるI氏の頃月が経過し、ようやく労基署の調査も一応終えた段階である。しかし担当官とのためその方面にも認定患者がおり、また、愛媛ではじた。昨年末の申請から三か交渉によると、その調査も

泉大津

銀行窓口労働者のケイワク 泉大津労基署交渉す。

〔早期の労災認定を！〕

K銀行に勤めるI氏の頃月が経過し、ようやく労基署の調査も一応終えた段階である。しかし担当官とのためその方面にも認定患者がおり、また、愛媛ではじた。昨年末の申請から三か交渉によると、その調査も

決して充分とはいえず、次回の交渉には、こちら側の調査に基づいた意見書の提出を予定している。

【I 氏も昨年の五月に休業状態に追いこまれて以来一年近くが経過し、最近は銀行側からの圧力もかかってきており、それは【I 氏】の雇用問題へと発展しかねない状況である。

銀行職場における「ケイワニ症」は決して少なくなく、とりわけ窓口業務に長年就いている労働者にはよくみられる職業病である。しかし、それを労災として申請する件数はまだまだ少なく、ほとんどが銀行側の圧力と産業医の職業病に対する認識のなさから被災者たる実態である。【I 氏】については一日も早

く業務上認定がかちとれるよう今後労基署との交渉を

重ねていく予定である。

（いた）受診させなかつた雇用主も経費を事業主負担に、等の要求をつけていること

としている。

労住医連が宮城県白石市で

「合同振動病健診」

受診の約半数が患者

山労支部結成へ

労住医連では、三月二二、入りで検診を受ける人も現

二三日に宮城県白石市で振動病検診を実施した。

検診スタッフは、四国勤

労病院、高知労働安全衛生

センター、大分診療所、岡

山大学、札幌緑愛病院、松

浦診療所、神奈川労災職業

病センターからの十三名で

構成され、宮城県の山林労

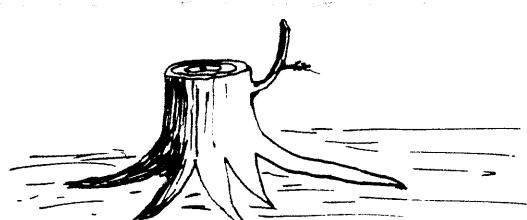
働組合結成へ向けての検診

だつた。

受診者は当日にテレビ報

道された効果もあり、飛び

受診予定者に圧力をかけ、



全通北摂支部青年部が

「夜間労働で學習会」

夜勤による健康破壊に警戒を！

四月十二日、全通北摂支部青年部が「夜間労働を考える」と題する學習会を開いた。

郵便物の翌日配達体制をとるということで全国に区分局を設置、大阪でも吹田局など五局がその指定局となり、十六時間通し勤務を月

講師として、二月に全通和歌山支部の夜勤労働者の自主健診を行った紀和病院副院長の新井医師が参加し、これまでに夜勤労働に関し、学習会等で発表されている報告などをまじえながら講演が行われた。「深夜勤」の話も出ており、大阪の北摂以外の区分局層の警戒をしてゆく必要があるといえよう。

大阪

「公務災害研究会が 「オ四回例会」

「申請事例から健診まで総合的に検討

従港地協が、一つの公災申請事例（公務外決定、審査中）をもとに報告し、討論が行われた。

今後も引き続き、各官公労からの報告をもとに研究会を進めていくが、内容的にも幅を広げ、職場健診の問題等にもメスを入れ総合的に公務災害問題を明らかにしていきたいと考えている。

郵政では昨年二月より、郵便物の翌日配達体制をとるということで全国に区分局を設置、大阪でも吹田局など五局がその指定局となり、十六時間通し勤務を月七十九回行う職員の数が増えてきている。こうした夜勤労働による自らの健康破壊に対する不安は大きく、まず医学的に見て「夜勤の人体に与える影響」を学習しようということで、今回

いる公務災害認定に関する

今回の學習会では大阪市

去年から開始されている公務災害問題研究会はこの四月九日の例会で第四回を数えるに至った。この研究会では、参加している単組、報告者になる形で進めてきた。

申講事例を報告する學習会方式で出発し、これまで大坂市職民生局支部、摂津市職、全林野大阪地本が各々单産よりもそれのかかえた。

きない時だけ自費で針きゅう治療に出かけるという例が目立っている。

今後、五月一五～一七日の三回に分けて、松浦医師を講師とする職場学習会を開くとともに、治療、公災

認定などの取り組みを進めていく予定である。同時に、労働環境調査を進め、健診結果と合わせて学校給食労働の実態を明らかにし、合

理化攻撃に対する闘いの武器としてゆく必要がある。

の学習会の成果を基礎にして、クレーン労働者の腰痛問題への取り組みが始まつて行われたものであり、今後の同班のとりくみの前進に期待したい。

大阪

清掃工場で安全衛生学習会

転場の安全運動の強化へ

大阪市従工場分会

四月二日、大阪市従工場分会西淀班において、「安全管理の基本問題」というテーマで学習会が行われ、講師としてセンター事務局長が参加し、約九〇分にわたり講演した。

講演内容は主に、安全衛生問題はこれまで経営側の方が系統的な対策を作つてきおり、労働側がむしろ

力で立て直していくことが必要ということであつた。

市従ではこれまで何回か

これに巻き込まれていること、従つて何となく対応していれば「安全対策が充実（？）すればするほど働きにくくなる」ということ、これに対抗するには安全委員会や健診、事故対策等、

全般的に再度労働組合が自身で立て直していくことが必要といふことであつた。

さらに昨年九月にもう一回、労働組合員が腰痛にかかり保業を余儀なくされた。当然ながら会社は一切労災責任

東 大阪

全金松本製作所支部 じん肺・腰痛闘争

地域にひるがる闘いの輪

全金松本製作所支部は二月を認めず、支部は地域の人々という少数支部ながら労災職業病問題に真剣に取り組んでいる。

ついで、従つて何となく対応していれば「安全対策が充実（？）すればするほど働きにくくなる」ということ、これに対抗するには安全委員会や健診、事故対策等、

全般的に再度労働組合が自身で立て直していくことが必要といふことであつた。

さらに昨年九月にもう一回、労働組合員が腰痛にかかり保業を余儀なくされた。当然ながら会社は一切労災責任

を認めず、支部は地域の組合、安全センターの支援を受け労災認定闘争を闘い、今年三月業務上腰痛として認定をかちとった。

この間こうした二人の粘り強い闘いに触発され、総評平野地協を中心支援共闘会議が結成され、会社の

数限りない不当労働行為を糾弾するとともに地労委に提訴し、会社に対する反撃体制を築いている。

三月の新聞記事まとめ

- 三・一 共済年金制度「改革」案を、蔵相・自治相が国公、地公の両共済組合審議会に諮問。
- 三・三 マレーシアの三菱系の合弁会社がトリウムを多量に含む放射性廃棄物のズサンな管理で住民に訴えられる。
- 三・四 美炭鉱スト終結「名誉ある撤退」
- 三・六 無理に右折しようとした乗用車がタクシーに正面衝突、炎上。タクシー運転手など三人死亡（神戸・垂水）
- 三・九 ライトバンにブレーキのきかなくなつたと思われるトレー車が追突、全焼。トレー車運転手死亡、二人重傷。（名阪天理東）
- 三・一〇 対抗車線のクレーン車が観光バスに右側面から衝突。乗客二人死亡、二人重体、三〇人重傷。（大分）
- 三・一一 原研における二月の収納作業中の被ばく事故報告に虚偽判明。二人のうち一人は測定バッジつけておらず。
- 三・一四 国道関門トンネル立て坑で溶接中に出火、四人脱出、二人CO中毒。（門司）
- 三・一五 スキーリ帰りの立教大学生のワゴン車がタクシーに追突しはずみで観光バスに衝突、炎上。バス運転手ら三名負傷（長野）
- 三・一七 厚生省、老人医療費患者負担の「定額一やめめて「定率一方式へ変更の方針、八六年度実施を検討。
- 三・一八 長崎じん肺訴訟で、長崎地裁佐世保支部が被告日鉄鉱業に対し、原告八〇人への十億円賠償命令。しかし、損害賠償請求権については消滅時効十年を適用して、認定後十年以上たつて提訴した七七人については請求を棄却。
- 三・一九 山梨筋拘訴訟で、製薬七社に二三億円の支払いを命じ、国の責任は不問に付す判決（東京地裁）
- 三・二〇 生駒電鉄トンネル工事大陥没、三〇メートルの穴。一棟崩落。（東大阪）
- 三・二一 邮貯支払い機大規模にマヒ。広島での回線故障が波及し近畿、東海、中四国で二時間。

紀和だより

山労・全透健診結果あいついでまとまる

人間ドックも本格実施

四月十一日、病院としては初めて

しくは改善ということであった。

の医療監視を受け、県より十一名が来院、前日から緊張感がみなぎった。しかし比較的無難に終了し、二、三の点について「指導」を受けたものの概ね合格点がついたようである。診療所ではなかつたことが、病院ではずい分と多くあることがあらためてわかつたような次第である。

説明会は七川地区と小川地区の二か所に分かれて行い、病院からは新井副院長、樺本の二名が出席したが、健診結果を地元の主治医が認めない等の問題も出てきており、早急に対策が必要となつていて。

全透については、受診者総数は最終的には六〇名となつた。詳しい結果は報告できないが、自覚症状調査のまとめでは、体調の異変についての訴え率は、これまで他職種夜勤者に行われたアンケートの水準を全般的に上回つており、導入一年となる「十六時間勤務の恒常化」が労働者に相当な負担となつていることが明らかとなつていて。

I七名、CⅡ七名、CⅢ一名という結果で、一名を除いて症状は不变も

また、当病院においても人間ドック

クの受入準備を進めてきたが、今年初めに契約した日通健保大阪支部からの申し込みが始まり、四月下旬より、毎週木曜日（一泊コースは木、金）に本格実施となつた。しばらくはこの水準が続くと思うが、徐々に拡充していきたいと考えている。

作業環境測定は職場における健康管理の第一歩

環境計量証明事業登録
業者　大阪府 10152号
確認レベル　大阪府 10153号
作業環境測定機関登録　27-43号
(第1,3,4,5分)

医療法人 南労会

関西環境分析センター

大阪市港区弁天2丁目1番30号
TEL. (06) 574-8049

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

〔関西労災職業病〕

4月号（通巻第131号）昭和60年4月10日発行

（毎月一回10日発行）

●料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

- 郵便振替 大阪6-315742
- 大阪労金口座 梅田支店 1923154-013

（但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。）

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。
近隣地区及びまとめて取扱つていただけるときは直接手渡しで
定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送

配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の
通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお
送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場
合は住所・氏名・会員のうちわけを明示して下さい）いずれで
も結構です。

機関誌定期購読の申し込みについて

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版な
ど、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋3-5-28